

③ 給付について

※年金額は、前年の消費者物価や賃金の変動によって毎年度改定されます。

老齢基礎年金

原則65歳から生涯受給できます。希望すれば、繰上げ・繰下げ受給ができる制度もあります。

年金額（令和8年4月～）

847,300円（年額）
（844,900円）※1

70,608円（月額）
（70,408円）※1

この額は、20歳から60歳までの40年間すべての保険料を納めた場合の年金額です。

保険料の未納や免除期間がある場合は減額されます。



老齢基礎年金を受給するためには

受給資格期間（保険料を納めた期間と免除期間を合わせた期間）が原則として10年以上あることが必要です。

※1 昭和31年4月1日以前生まれの方

障害基礎年金

けがや病気で障害年金の等級1級・2級の状態になったときに受給できます。受給要件についてはお問い合わせください。

年金額（令和8年4月～）

[1級/年額] 1,059,125円
（1,056,125円）※1

[2級/年額] 847,300円
（844,900円）※1

※子がいる場合は、加算があります。

子の年齢要件

- ・18歳の誕生日の属する年度末日(3月31日)を経過していない子
- ・20歳未満で障害年金の等級1級または2級の障がいの状態にある子

障害・遺族基礎年金を受給するためには

初診日(遺族基礎年金の場合は死亡日。以下「初診日等」という)の前日に次の①または②の納付要件を満たすことが必要です。

①初診日等のある月の前々月までの年金加入期間の3分の2以上の期間について、保険料が納付または免除されていること。

②初診日等のある月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がないこと。

※ 初診日とは、障がいの原因となったけがや病気について、初めて医師または歯科医師の診療を受けた日です。

遺族基礎年金

国民年金加入者や老齢基礎年金の受給資格を満たした人などが亡くなったとき、その人に生計を維持されていた子のいる配偶者または子が受給できます。

年金額（令和8年4月～）
（年額）

847,300円+子の加算額
（844,900円+子の加算額）※1

子がいる場合の加算額
第1子・2子 各243,800円
第3子以降 各81,300円

なかしべつ町 国民年金ガイド


発行
令和8年 5月
中標津町役場
住民保険課 保険年金係

公的年金は、やがて迎える老後や、万が一けがや病気で障がいが残ったとき、一家の働き手が亡くなったときに年金を受給できるよう、保険料を出し合ってお互いを支え合う社会保障制度です。



① 国民年金に加入する方

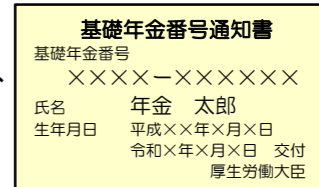
- ◆ 日本国内に住む20歳以上60歳未満のすべての方は、国民年金への加入が法律で義務付けられています。
- ◆ 国民年金の加入者のことを『被保険者』といい、職業などにより3種類に分かれています。

| 区分 | 第1号被保険者 | 第2号被保険者 | 第3号被保険者 |
|------|-----------------------------------|---|------------------------------------|
| 対象 | 第2号被保険者・第3号被保険者以外の方 (自営業・学生など) | 会社員・公務員など 厚生年金の加入者 | 第2号被保険者に 扶養されている配偶者 |
| 保険料 | 月額 17,920円 ご自身での納付が必要です | 給料から天引きされた本人負担分と事業主負担分を合わせて 勤め先が納付します。 | 配偶者(第2号被保険者)の加入 している年金制度が負担します。 |
| 手続き先 | 中標津町役場 住民保険課 保険年金係 | 勤務先  | 配偶者の勤務先 |

20歳になったら国民年金

20歳になってから概ね2週間以内に日本年金機構から【国民年金加入のお知らせ】、【国民年金保険料納付書】、【国民年金の加入と保険料のご案内(パンフレット)】、保険料の免除・納付猶予制度と学生納付特例制度の申請書、返信用封筒が送付されます。【基礎年金番号通知書】は別に送付されます。
※ 厚生年金に加入している方(第2号被保険者)を除きます。

なお、20歳になったときに、配偶者(第2号被保険者)の扶養となっている方は、配偶者の勤務先へ連絡し、第3号被保険者の手続きをしてください。



《こんなときは届出を...》

届出内容

- 退職したとき
- 配偶者の扶養から外れたとき(配偶者が退職したとき、本人の収入増、離婚したときなど)
- 勤めている配偶者が65歳になったとき
- 付加保険料を納めたいとき
- 任意加入したいとき
- 海外に居住するとき
- 海外から帰ったとき

必要なもの

- 厚生年金の資格喪失日(配偶者の扶養から外れた日)の分かる書類
(例)資格喪失証明書、雇用保険被保険者離職票など
- 基礎年金番号またはマイナンバーのわかるもの(年金手帳・基礎年金番号通知書など)
- ご本人確認できる書類(運転免許証・マイナンバーカードなど)

問い合わせ(相談)先

- 資格関係
中標津町役場
住民保険課
保険年金係
0153-74-0845
- 給付関係
釧路年金事務所
0154-25-1522
☆年金についてご相談したい場合
中標津町役場にて出張相談所を月に2回
開設しております。【完全予約制】

釧路年金事務所に電話を掛けると...
○音声ガイド(録音)が流れます。
最初の音声ガイドで「1」を押し、次の音声ガイド「2」を押すと「お客様相談室」につながります。
※ お電話の際は、基礎年金番号もしくはマイナンバーのわかるものをご用意ください。

《年金額を増やしたいときは...》

免除等の期間の保険料を納付(追納)する

免除・納付猶予・学生納付特例の承認期間は、保険料を全額納付したときと比べ、将来受給する年金額が少なくなります。追納の場合、10年前までさかのぼって納めることができるので、老齢基礎年金の受給額を増やすことができます。ただし、3年度目以降に追納するときは、当時の保険料に加算額がつきます。

60歳以降に任意加入する / 月額17,920円(令和8年度)

次のすべての条件を満たす方が任意加入することができます。

- 日本国内に住む60歳以上65歳未満の方
- 老齢基礎年金の繰上げ支給を受けていない方
- 20歳以上60歳未満まで保険料の納付月数が480月(40年)未満の方
- ※ さかのぼって任意加入することはできません。
- ※ 納付方法は原則、口座振替またはクレジットカード払いとなります。

老齢基礎年金を繰下げ受給する

- 66歳以降75歳まで年金受給を遅らせた場合、年金額が増加します。(75歳を選択した場合、65歳と比較して最大84%アップ)

◇付加年金◇

定額保険料(17,920円)に付加保険料(月額400円)をプラスして納めることで、受給する年金額を増やせます!

●例えば、20歳以上60歳未満の40年間付加保険料を納めていた場合の付加年金受取額(年額)は...
200円×480月(40年間)=96,000円が基本額に加算されます。
<付加保険料を納めた分は、
受給2年以上でプラスに!>

※申し込んだ月からの加入となります。さかのぼって納付することはできません。
※保険料免除・納付猶予などの承認を受けている方は加入できません。



② 保険料について

保険料の納付方法

<口座振替>

希望の口座から自動的に引き落としされます。通帳、金融機関届出印、基礎年金番号の分かるもの(年金手帳や納付書)をお持ちのうえ、金融機関か釧路年金事務所または住民保険課保険年金係へお申し込みください。
 ※ 口座振替により前納をする場合は保険料が割引になります。

<現金(納付書)払い>

日本年金機構から送付された納付書により、金融機関・ゆうちょ銀行・コンビニエンスストアで納付してください。
 ※ 役場や釧路年金事務所の窓口では納付できません。

<クレジットカード>

釧路年金事務所または住民保険課保険年金係へお申し込みください。
 ※ 詳細はPay-easyのホームページをご覧ください。

<電子納付>

スマートフォンアプリの決済アプリで納付書のバーコードを読み取って納付ができます。
 ※ 対象の決済アプリ AEONPay、auPAY、d払い、PayB、PayPay、楽天ペイ

<電子決済>

お得な前納(まとめて前払い)

☆ 6ヶ月分、1年度分、または2年度分の保険料をまとめて前納すると保険料が割引されます。

○ 口座振替・クレジットカード前納申込期限

| 前納の種類 | 申込期限 | 振替日 |
|-------|------------|------|
| 6ヶ月前納 | 4月分～9月分 | 2月末日 |
| | 10月分～翌年3月分 | 8月末日 |
| 1年前納 | 4月分～翌年3月分 | 2月末日 |
| 2年前納 | 4月分～翌々年3月分 | 4月末日 |

※ 振替日が休日の場合は、翌営業日に振替されます。

◇ご利用の際は、日本年金機構から送付された納付書のうち、前納用納付書をご使用ください。

※ 使用期限を超過すると、同封の前期用納付書で納めることはできません。

○ 前納の種類・納付額・割引額 ※ 令和8年度保険料 17,920円で計算

| 前納の種類 | | 2年前納 | 1年前納 | 6ヶ月前納 | 当月末振替(早割) | 毎月納付 |
|-----------|---------------------|----------|----------|----------|-----------|---------|
| 1回あたりの納付額 | 納付書払い クレジットカード払い | 418,510円 | 211,220円 | 106,650円 | — | 17,920円 |
| | 口座振替 | 417,150円 | 210,530円 | 106,300円 | 17,860円 | 17,920円 |
| 割引額 | 納付書払い クレジットカード払い | 16,010円 | 3,820円 | 870円 | — | — |
| | 口座振替 | 17,370円 | 4,510円 | 1,220円 | 60円 | — |

領収(納付受託)済通知書 (国庫金) 国民年金

82401 29 0343 6118 00066421 厚生労働省年金局(国民年金)

56005 9999 9999999999 99 9999999999 2222229 9

令和8年4月 2222229 2222229

令和9年3月

納付書発行年月日 使用期限 999-9999

前納や各月など、納付する月分によって使用する「納付書」が異なります。「領収(納付受託)日付等」欄、または「納付期間」欄をご確認ください。

8.4~9.3 前納 (厚生労働省年金局発行) 1年分前納用

8 上期 (厚生労働省年金局発行) 6カ月分前納用

8 下期 (厚生労働省年金局発行) 6カ月分前納用

8 4 (厚生労働省年金局発行) 各月納付用

8.4~9.3 前納 (厚生労働省年金局発行) (8年4月分~9年3月分をまとめて納付するときに使用)

<< 保険料の納付に困ったとき >>

所得が少ないときや失業等により保険料を納めることができない場合には、本人の申請によって、保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

保険料の免除・納付猶予制度 / 申請手続きが必要です。

※ 原則申請日より2年1ヶ月前までさかのぼって申請できます。(受付期限がありますのでお早めにご相談ください。)

| 種類 | 説明 | 令和8年度納付額(月額) | 令和8年度免除(猶予)額(月額) | 受給額に反映する金額(年額) 令和8年度の受給基準 | 受給資格期間(10年に計算) |
|----------------|---|--------------|------------------|---------------------------|--------------------|
| 納付 | 保険料を納めることで満額の基礎年金を受給できます。 | 17,920円 | — | 1,766円 | されます |
| 申請免除 | 全額免除 「申請者本人」「申請者の配偶者(別居を含む)」「世帯主」それぞれの前年所得が一定以下の場合には承認されると保険料が全部または一部免除になります。 | 0円 | 17,920円 | 883円 | ○ |
| | 4分の3免除(4分の1納付) ※一部免除の承認を受けた方は、納付すべき保険料を納付しないとその期間の一部免除が無効(未納と同じ)になりますのでご注意ください。 | 4,480円 | 13,440円 | 1,104円 | 免除後の保険料を納付した期間について |
| | 半額免除(2分の1納付) | 8,960円 | 8,960円 | 1,324円 | ○ |
| 4分の1免除(4分の3納付) | 13,440円 | 4,480円 | 1,545円 | ○ | |
| 納付猶予制度(50歳未満) | 「申請者本人」「申請者の配偶者(別居を含む)」それぞれの前年所得が一定以下の場合には承認されると保険料の支払いを猶予することができます。 離職(退職・失業)による特例 所得審査の対象となる方の中に、離職した人がいる場合、その人の所得を除外して審査されます。 | 0円 | 17,920円 | 0円 | ○ |
| 学生納付特例制度 | 前年所得が128万円以下の学生は、承認されると在学期間中の保険料の支払いを猶予することができます。 | 0円 | 17,920円 | 0円 | ○ |
| 産前産後期間免除 | 出産予定日または出産日が属する月の前月から4ヶ月間(多胎妊娠の場合は3ヶ月前から6ヶ月間)の保険料の全額が免除されます。出産予定日の6ヶ月前から届出可能です。※産前産後免除の要件を満たしている場合には法定免除や申請免除よりも優先されます。 | 0円 | 17,920円 | 1,766円 | ○ |
| 育児免除(令和8年10月~) | お子さま(実子・養子)を育てている方(父母・養父母)は、保険料が免除されます。対象期間は、お子さま(実子・養子)が1歳になる誕生日の前月までです。 | 0円 | 17,920円 | 1,766円 | ○ |
| 法定免除 | 障害年金1級または2級を受給している方や生活保護法による生活扶助を受けている方は、前年の所得に関わらず、届出することで保険料の全額が免除されます。 | 0円 | 17,920円 | 883円 | ○ |
| 未納 | 保険料、または一部免除された場合の免除後の保険料を納めない状態をいいます。督促等の対象になるほか、年金受給できなくなる場合があります。 | 0円 | — | 0円 | × |

承認期間

申請免除・納付猶予は7月から翌年6月まで、学生納付特例は4月(または20歳誕生日、ただし、1日が誕生日の方は前月)から翌年3月までです。

必要なもの

- 年金手帳またはマイナンバーのわかるもの
- 離職特例で申請する場合は、雇用保険被保険者離職票または雇用保険受給資格者証のコピーなど
- 学生納付特例の申請は、上記に追加して学生証のコピー(表と裏の両面)または在学証明書(原本)